

不祥事根絶プロジェクト

令和8年3月改訂

I 教育委員会の取組

(1) 県教育委員会

	項 目	取組内容
1	福島県公立学校服務倫理対策委員会の開催	<p>県内全ての公立学校に勤務する職員の服務倫理の確立及び不祥事防止に係る対策を講じ、各学校に設置されている校内服務倫理委員会に対して、服務倫理等対策について必要な支援等を行う。</p> <p>※ 取組の改善を図るために、今後も必要に応じて外部有識者を継続して招聘する。</p>
2	研修資料「信頼される学校づくりを職場の力で」（以下、「職場の力で」という。）の改訂等	<p>毎年度末に改訂し、県内全ての公立学校、県教育庁及び各市町村教育委員会に通知する。全ての教職員に共有し、共有する趣旨について説明する。</p> <p>※ 「職場の力で」の概要版、また、保護者向け概要版を作成し、併せて通知する。</p> <p>※ 「職場の力で」の趣旨と不祥事根絶の覚悟を示すために作成したポスターを各学校等で掲示してもらう。</p> <p>※ 『「職場の力で」だより』を随時発行し、注意喚起を行う。</p>
3	研修資料の共有と活用の促進	<p>FCS共有ドライブ内に作成した「職場の力で」等の校内研修用の資料等を適宜更新し、各所属におけるオンデマンドでの資料等の活用促進を図る。</p> <p>※ わいせつや体罰等、特定の年代に多い不祥事の未然防止のためのコンテンツをまとめるなど構成を工夫する。</p>
4	「学校における事故防止、教職員の服務規律の徹底」の通知及び「不祥事根絶推進月間」の設定	<p>「学校における事故防止、教職員の服務規律の徹底」について、年4回（年度末・年度当初及び各長期休業前）通知し、注意喚起を行う。</p> <p>また、年度当初の「学校における事故防止、教職員の服務規律の徹底」の通知発出の際、5月を「不祥事根絶推進月間」として設定する。</p>
5	「不祥事根絶のための行動計画」の策定状況の確認	<p>県内全ての公立学校に対して、各学校の実態を踏まえ、不祥事根絶に向けた目標と具体的な取組を行動計画として策定するよう通知するとともに、学校訪問等の際に、各学校の策定状況等について確認する。</p>
6	教育長等による学校訪問における教職員との対話の実施	<p>教育長をはじめとする教育庁幹部等が県立学校を訪問し、不祥事根絶等について教職員と直接対話する機会を設定する。</p> <p>※ 各教育事務所長等が域内の市町村立学校を訪問の際にも、各校の教職員との対話の時間を設定する。</p>

7	学校事故防止対策研究協議会の実施	5月から6月にかけて教育事務所ごとに実施する。域内の全ての公立学校が参加し、学校事故防止等について、研究協議及び情報交換を行う。
8	各種研修の実施	初任者研修、5年経験者研修及び中堅教諭等資質向上研修等の悉皆研修において、不祥事根絶に係る研修を行う。 また、校長のためのマネジメント講座及び教頭のためのマネジメント講座において、危機管理に対する対応や知識を習得し、管理職としての資質向上を図る。
9	各種会議等における注意喚起及び指導	県立学校校長会議、県立学校教頭会議、教育事務所長及び両教育センター所長会議、常勤講師研修会等の会議及び研修会等あらゆる機会を通じて、実態に応じた指導及び注意喚起を図る。
10	教職員等によるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する調査	職場における教職員によるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの根絶を図るため、公立学校の全教職員等を対象に実施する。
11	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行に伴う児童生徒性暴力に関する被害実態調査	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、児童生徒に係る性暴力等の被害実態把握及び本調査実施による性暴力等の防止に向けた抑止効果を目的として、県内全公立学校の児童生徒を対象とした性暴力等に係る調査を実施する。

(2) 市町村教育委員会

	項 目	取組内容
1	教育長等による学校訪問における教職員との対話の機会の拡充	各市町村教育委員会教育長等が所管の市町村立学校を訪問の際に、 <u>各校の教職員との対話の時間を設定</u> する。
2	公金処理マニュアルに基づく管理・点検の徹底	公金処理に係る管理・点検に係るマニュアルに従い適正に処理及び管理・点検を実施する。

※県教育委員会と一体となって取り組む上記の取組のほか、市町村教育委員会がサービス監督権者として独自に行う取組もあります。

II 各所属の取組

	項 目	取組内容
1	「信頼される学校づくりを職場の力で」の職場内での共通理解と取組の実践	<p>毎年度当初に、「職場の力で」を全ての教職員に共有するとともに、「不祥事根絶宣言」により、取組の趣旨及び基本的事項を確認し共通理解を図る。</p> <p>※ 「全ての教職員」には、年度途中で採用される時間講師やスクール・サポート・スタッフ等の非常勤職員も含まれる。</p> <p>※ 「職場の力で」の概要版については、個々の職員が常に目の届く場所に置くよう年度当初に全ての教職員に周知する。</p> <p>※ 「盗撮防止ガイドライン」を踏まえ、点検等による事案の未然防止に努める。</p> <p>※ 運転免許証等の有効期限については、全職員が Google カレンダーのアラート通知を設定するよう年度当初に全ての教職員に周知する。</p>
2	「不祥事根絶のための行動計画」の策定	<p>県内全ての公立学校において、各学校の実態を踏まえ、不祥事根絶への目標と具体的な取組を行動計画に明記し、職員会議等で趣旨と内容を共有し、教職員一人一人に不祥事根絶の意識の徹底を図る。</p> <p>※ 学校訪問等の際に、策定状況の確認等を受ける。</p> <p>※ 各種会議等における協議資料として活用する場合がある。</p>
3	校内サービス倫理委員会等の活性化	<p>県内全ての公立学校に設置されている校内サービス倫理委員会等における研修、指導及び注意喚起の機会を適切に設定し、マンネリ化しないよう工夫して実施するとともに、年度内に1回は保護者等の外部の関係者等からも意見を聞く機会を設定し、職員一人一人に確実に浸透するよう、各学校における不祥事根絶の取組の活性化を図る。</p> <p>※ 校内サービス倫理委員会が設置されていない学校以外の所属においても、同様に所属内での研修等の活性化を図る。</p>
4	管理職による面談等の機会の活用	<p>人事評価制度に係る校長、教頭による面談等の機会を積極的に活用し、管理職と教職員間のコミュニケーションを図ることにより、教職員の業務内外を問わず、個々の状況等を把握に努め、的確な指導助言を行う。</p> <p>※管理職は署名・提出を受けた「不祥事根絶宣言」を必要に応じて活用する。</p>
5	「信頼される学校づくりを職場の力で」保護者向けチラシの配付及び校内でのポスターの掲示等による取組の発信	<p>毎年度当初、PTA総会等の機会を活用し、「職場の力で」保護者向けチラシを保護者に配付するとともに、公式note等で校内サービス倫理委員会等の取組を発信する。</p> <p>「不祥事根絶プロジェクト」のポスターについては、来校・来庁する地域の方々目に留まる場所に掲示する。</p> <p>※ 保護者向け概要版については、「教職員働き方改革アクションプラン」の保護者向けチラシと併せて配付するなど周知方法を工夫する。</p>